

議案第 5 号

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月12日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章の3 指定療養通所介護（第15条の8—第15条の10） 」

を

「第4章の3 共生型地域密着型通所介護（第15条の8—第15条の10）

第4章の4 指定療養通所介護（第15条の11—第15条の13） 」

に改める。

第1条中「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準」の次に「、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

第4条を次のように改める。

（指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者）

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）であつて、その役員等又はその者が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないものとする。

第4章の3中第15条の10を第15条の13とし、第15条の9を第15条の12とし、第15条の8を第15条の11とし、同章を第4章の4とする。

第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 共生型地域密着型通所介護

（基本方針）

第15条の8 共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に

応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(記録の整備)

第15条の9 共生型地域密着型通所介護事業者は、基準省令第37条の3の規定により準用する基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第41条中「指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準」の次に「法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を加える。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い共生型地域密着型通所介護に関する規定を整備するとともに、介護保険法施行規則の一部改正に伴い指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p><u>第4章の3 共生型地域密着型通所介護(第15条の8—第15条の10)</u></p> <p><u>第4章の4 指定療養通所介護(第15条の11—第15条の13)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、<u>法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>について定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)</p> <p>第4条 <u>法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)であって、その役員等又はその者が野田市暴力団排除条例(平成23年野田市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないものとする。</u></p> <p><u>第4章の3 共生型地域密着型通所介護</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第15条の8 <u>共生型地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第4章の3 指定療養通所介護(第15条の8—第15条の10)</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)</p> <p>第4条 <u>法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>(1) 法人</p> <p>(2) <u>法第70条第2項第6号に規定する役員等が野田市暴力団排除条例(平成23年野田市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないもの</u></p>

(記録の整備)

第15条の9 共生型地域密着型通所介護事業者は、基準省令第37条の3の規定により準用する基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4章の4 指定療養通所介護

第15条の11～第15条の13 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第41条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準、法第78条の2の2第1項各号の規定による共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。

第4章の3 指定療養通所介護

第15条の8～第15条の10 (略)

(本市の区域外の事業所に係る特例)

第41条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、同条第1項及び第4項第1号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第78条の4第1項及び第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、当該事業所の所在する市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところによる。